

事業事前評価表

1. 案件名

国名：ミャンマー連邦共和国（ミャンマー）

案件名：中小企業金融機能強化事業（フェーズ 2）

L/A 調印日：2018 年 3 月 29 日

承諾金額：14,949 百万円

借入人：ミャンマー連邦共和国政府（The Government of the Republic of the Union of Myanmar）

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における中小企業振興及び金融セクターの開発実績（現状）と課題

ミャンマーの製造業においては、約 44,000 社の民間企業が存在しており、これら企業は工業化を推進する上での鍵を握っている。このうち、約 40,000 社が中小企業であり、非製造業も含めると、約 12 万社の中小企業が存在するとも言われている。ミャンマー政府は、2016 年 12 月に発表された「投資政策」において、中小企業振興を促進する投資を奨励するなど中小企業育成を重要課題と位置付けており、中小企業の経済活動は活発化している。これに伴い、金融機関からの資金調達ニーズも拡大しているが、多くの中小企業は銀行による貸付期間の殆どが短期であること、また厳格な不動産担保が求められることから、個人・家族資金を使用して創業・事業を行うなど、銀行等の金融機関からの借り入れによる資金調達が困難な状況にある。

円借款「中小企業金融強化事業」（2015 年 6 月 L/A 調印）では、そうした中小企業の資金調達面での課題解決のため、ミャンマー経済銀行（Myanma Economic Bank。以下「MEB」という。）から仲介金融機関（Participating Financial Institutions。以下「PFIs」という。）を介したツーステップローンを供与し、金融機関による中小企業への中長期融資を促進した。同事業では、旺盛な中小企業事業者の資金需要を反映し、2017 年 6 月までに 6 行の PFIs を通じて 269 社の中小企業に対して資金供給が着実に実施されたが、金融機関が厳格な担保条件を設定していることから、不動産を担保として提供できる企業に対してのみ融資がなされる結果となった。しかし、ミャンマーの中小企業には、不動産登記の煩雑さや、担保に供する物件の不足から、担保提供が困難な企業が多く、従来よりも緩和的な担保条件に基づく融資に対する需要は高い。ミャンマー中央銀行は、2017 年 3 月に発出された「信用リスク管理に係る方針」において、中央銀行による厳格な担保要件は設定せず、金融機関が設定する信用リスク管理指針に基づき個別に判断する旨を示しており、金融機関による新たな融資手法の導入が期待されている。

(2) 当該国における中小企業及び金融セクターの開発政策と本事業の位置づけ

2016 年 4 月に発足したミャンマーの新政権が発表した「経済政策」（2016 年 7 月）では、「民間ビジネス・農民及び家計への持続的な資本供給が可能な金融システムを構築しつつ、金融・通貨の安定性の達成」が重要政策課題として挙げられており、企業への資金供給の確立はミャンマーの重要な課題として引き続き位置付けられている。

中小企業金融強化事業（フェーズ 2）（以下「本事業」という。）は、中長期貸付・緩和的な担保条件による融資を促進するためのツーステップローンを供与することにより、仲

介金融機関による融資の拡大・多様化を促すものであり、同内容は、中小企業振興を目指すミャンマー政府の方針において重要政策と位置付けられている。また、日本企業のミャンマーへの関心が高い中、中小企業を始めとする現地裾野産業が育成・拡大されることで、日本企業のミャンマーへの投資が促されることも期待される。

(3) 中小企業及び金融セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

2012 年 4 月に制定された対ミャンマー経済協力方針においては、「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」を重点分野の一つとしている。また、2016 年 11 月に発表された「日ミャンマー協力プログラム」においては、「金融制度整備支援」が九つの柱の一つとして掲げられており、本事業はこれら方針に合致する。

これまで JICA は、円借款「中小企業金融強化事業」（2015 年 6 月 L/A 調印）で中小企業金融向けの中長期資金を供与している。また、中小企業振興に関しては、技術協力「産業振興機能強化プロジェクト」（2016 年－2018 年）において、中小企業振興政策の立案を担当するミャンマー工業省の職員の能力向上を支援している。

(4) 他の援助機関の対応

世界銀行は、「金融セクター開発事業」（Financial Sector Development Project、1 億米ドル、2016 年 12 月理事会承認）を実施しており、本事業の実施機関である MEB のコーポレートガバナンス改革やリスクマネジメント等の組織能力強化を支援している。また、ドイツ復興金融公庫（Kreditanstalt für Wiederaufbau）は円借款「中小企業金融強化事業」の PFIs の一つであるコーポラティブ銀行の融資能力強化を支援している。

(5) 事業の必要性

以上より、本事業はミャンマー政府の開発課題及び開発政策並びに我が国の援助方針とも合致している。また、ミャンマーの産業の大部分を占める中小企業への金融仲介を行うことで、金融及び産業の発展に資するものであり、SDGs ゴール 8（包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。）及びゴール 10（各国内及び各国間の不平等を是正する。）に貢献すると考えられる。そのため、JICA が本事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、MEB から PFIs への中長期及び緩和的な担保条件による資金供給を介したツーステップローン供与及び PFIs 等への能力強化支援を実施することにより、ミャンマーの中小企業金融に係る資金仲介機能の円滑化及び中小企業の生産・投資の拡大を図り、もってミャンマーの産業及び経済の健全な発展並びに雇用創出に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ミャンマー全土

(3) 事業概要

ア) 中小企業振興ツーステップローン：中小企業に対する中長期資金の供給。MEB は公募により PFIs を認定する（L/A 署名後、約 3 か月後を目途に選定）。エンドユーザーに対する貸付金利は、最低預金金利+0.5%（2017 年 7 月時点で 8.5%）。また、緩和的な担保条件に基づく融資枠（15 億円。信用保証保険等の活用を図る）と日本企業との取引

実績・取引計画を有する企業への融資枠（30億円。現地中小企業による本邦企業との新規取引開始・拡大を図る。）を設定する。

イ) コンサルティング・サービス：広報活動支援、実施・モニタリング・評価支援、実施機関・PFIsの融資体制強化（新融資手法導入、審査能力・リスク管理能力強化等）、信用保証保険の活用検討等

(4) 総事業費

15,722百万円（うち、円借款対象額：14,949百万円）

(5) 事業実施スケジュール

2018年3月～2021年10月を予定（計44か月）。ツーステップローンの貸付完了（2021年10月）をもって事業完成とする。

(6) 事業実施体制

1) 借入人：ミャンマー連邦共和国政府（The Government of the Republic of the Union of Myanmar）

2) 保証人：なし

3) 事業実施機関：ミャンマー経済銀行（Myanma Economic Bank）

4) 操業・運営／維持・管理体制：MEBが事業運営を担当する。MEBは、予算策定を担当する計画・財務省の管下の国有銀行であり、計画・財務省及びMEBは本事業の実施に必要な管理費等を自国予算にて充当する。

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：FI

② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布。以下「JICA環境ガイドライン」という。）上、JICAの融資承諾前にサブプロジェクトが特定できず、かつそのようなサブプロジェクトが環境への影響を及ぼすことが想定されるため。

③ その他：本事業では、金融仲介者／実施機関がミャンマー国内法制度及びJICA環境ガイドラインに基づき、各プロジェクトについてカテゴリ分類を行い、該当するカテゴリに必要な対応策がとられることになっている。なお、サブプロジェクトにカテゴリA案件は含まれない。

2) 貧困削減促進：特になし

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）：本事業の先行案件である円借款「中小企業金融強化事業」について、ジェンダーごとの貸付実績を調査し、本事業における貸付先の決定に際しても、ジェンダーを踏まえた検討を先方に促した。よって、ジェンダー活動統合案件に分類される。

(8) 他スキーム、他ドナー等との連携

JICAは、円借款「中小企業金融強化事業」においてツーステップローンの実施に係る業務手順書を作成しており、本事業においてはその業務手順書を活用する。技術協力「産業振興機能強化プロジェクト」（2016年～2018年）において、中小企業振興政策の立案を担当するミャンマー工業省の職員の能力向上を支援している。また技術協力「ミャンマー日

本人材開発センタープロジェクト」(2013年～2018年)において、中間管理職層を中心とした経営管理層を対象としてビジネスコースや、ビジネス情報・ネットワーク機会を提供しているミャンマー日本人材開発センターの組織体制強化を支援している。本事業では、中小企業の経営能力改善を図る観点から、日本人材開発センターでの講座受講の推奨や、優良中小企業の情報を提供するなど、技術協力との連携を、実施段階で積極的に検討する。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

1)アウトカム (運用・効果指標)

指標名	基準値 (サブローン融資前)	目標値 (2023年) 【事業完成2年後】
融資対象中小企業の売上	前年度の実績をサブローン供与時に確認	基準値より増加
融資対象中小企業の利益	同上	同上
融資対象中小企業の設備投資額	同上	同上
PFIsによる中小企業向け長期貸付の融資残高	PFIs認定時に確認	同上
PFIsによる緩和的な担保条件に基づく中小企業向け貸付の融資残高	同上	同上
PFIsによる中小企業向け貸付承認・実行件数	前年度の実績をPFIs認定時に確認	同上
PFIsの不良債権比率	PFIs認定時に確認	基準値より増加しない

※リボルビングファンド内の資金による貸付については、指標に含めない。

(2) 定性的効果

PFIs等の能力強化(新融資手法、審査能力・リスク管理能力強化等)を通じた中小企業金融機能の強化、ミャンマーの産業及び経済の健全な発展、雇用創出

(3) 内部収益率

サブプロジェクトが特定できないため、算出せず。

5. 外部条件・リスクコントロール

本事業は、ミャンマー中央銀行により設定される貸付条件(金利、担保等)の下で実施されるが、ミャンマー中央銀行の規制の変更により事業実施が阻害される可能性がある。そのため、MEBには、中央銀行の規制の最新状況を常に把握し、本事業の枠組みに影響を与える変更についての情報をプロジェクト進捗報告書により報告するよう義務付けている。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件からの教訓

フィリピン共和国向け「アセアン日本開発基金、工業・支援企業拡充事業」(評価年度1999年度)の事後評価結果等において、PFIs職員を対象とした研修が、PFIsの中小企業融資、特にプロジェクト融資に関する技術向上に貢献したと評価されており、開発金融借款の迅速かつ円滑な運営には、実施機関及び関連機関に対する技術支援が有効であるとの教訓を得ている。

(2) 本事業への教訓の活用

かかる教訓を踏まえ、本事業においては、コンサルティング・サービスを通じ、仲介金融機関の審査能力向上、リスク管理能力向上を図る。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

融資対象中小企業の売上

融資対象中小企業の利益

融資対象中小企業の設備投資額

PFIsによる中小企業向け長期貸付の融資残高

PFIsによる緩和的な担保条件に基づく中小企業向け貸付の融資残高

PFIsによる中小企業向け貸付承認・実行件数

PFIsの不良債権比率

(2) 今後の評価のタイミング

事業完成2年後

以上